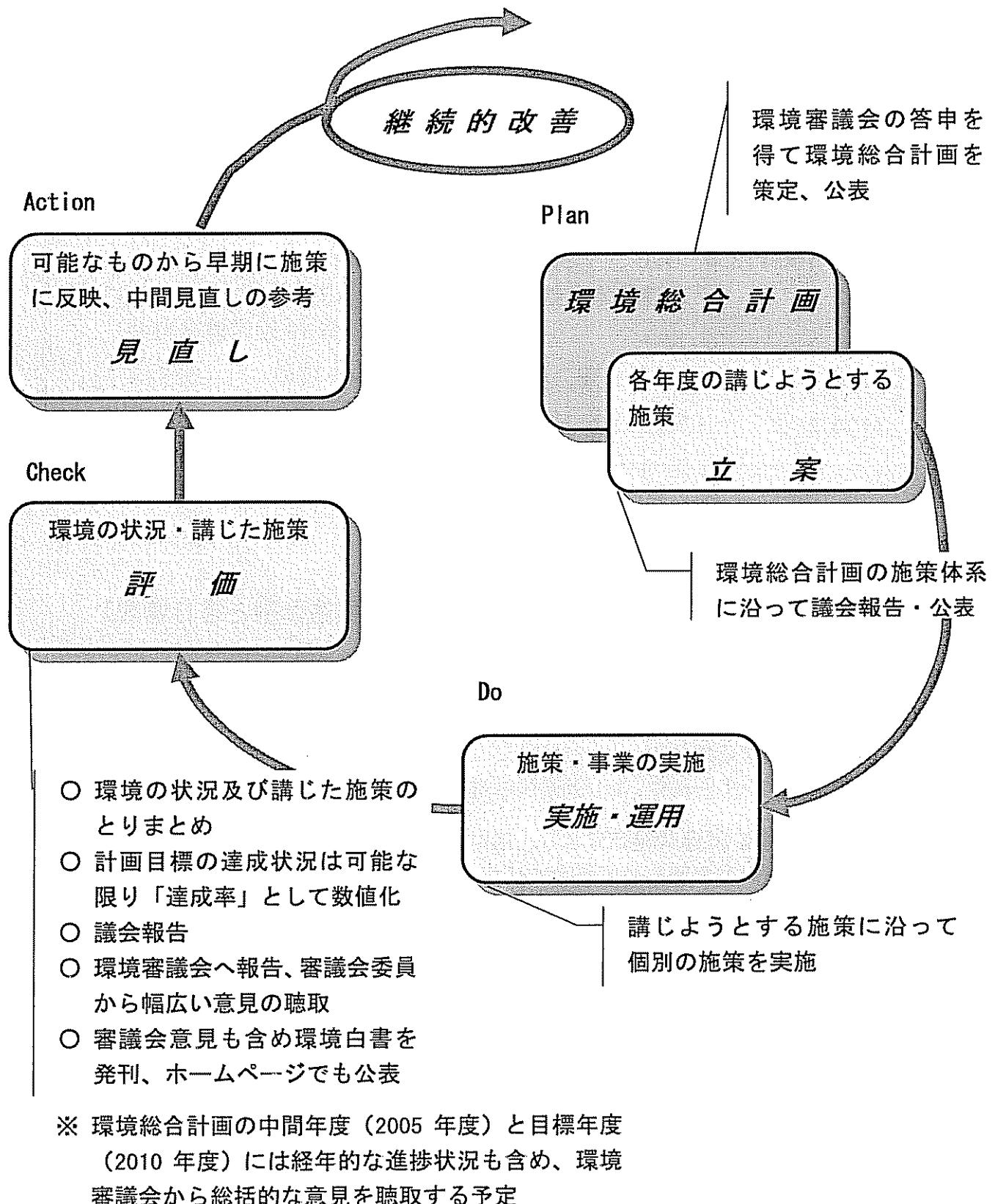


「大阪 21 世紀の環境総合計画」の進行管理について  
(第 21 回環境審議会提出資料)



## 【参考】

### 1 環境総合計画策定の経緯

- ・ H12.8 「環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）」  
(第14回環境審議会)
- ・ H12.8～H13.2 第1～5回新環境総合計画部会
- ・ H13.3 中間報告  
(第15回環境審議会)
- ・ H13.5～H13.6 第6、7回新環境総合計画部会
- ・ H13.7 「環境基本条例に基づく環境総合計画について（答申）」  
(第16回環境審議会)
- ・ H14.1 計画案公表、パブリックコメント聴取
- ・ H14.3 「大阪21世紀の環境総合計画」策定

### 2 環境総合計画における進行管理の位置付け

第4部（計画の効果的推進）第1章（計画の推進体制と進行管理）

第2節（効果的な進行管理）で次のように規定されている。

私たちが直面する環境の危機を解決し、「豊かな環境都市・大阪」の実現に向けて着実に行動していくために、より効果的な進行管理・点検評価システムが必要です。

環境基本条例第10条の規定により、府は、毎年度、年次計画の報告と環境の状況と施策の実施内容の報告を府議会に行うとともに、環境白書などにおいてとりまとめて、府民の皆さんをはじめ広く公開しています。また、府は、行政評価システムにより、一つひとつの施策など効果を公開しています。

今後は、環境の状況、目標達成に向けた取り組みの進捗状況や施策や事業の内容を、さらにわかりやすく公開できるよう努めるとともに、各主体の目標達成に向けた行動についてもその進行管理に役立つように、環境に関する情報の公開に努めていきます。

また、PDCA（Plan Do Check Action）による環境マネジメントシステムによる進行管理・点検評価システムの具体化を図り、計画の目標達成に向け継続的改善ができるようにします。